



島根県報

平成18年 3月31日 (金)
号外 第 59 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

任用期間の定めのある職員の任命権を委任する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)

公布された条例等のあらまし

任用期間の定めのある職員の任命権を委任する規則の一部を改正する規則 (規則第41号)

1 規則の概要

非常勤職員であって日々雇用される者以外の者 (報酬の支給を受ける者に限る。) の任命権を人事課長に委任することとした。

2 施行期日

平成18年 4月 1日から施行することとした。

規 則

任用期間の定めのある職員の任命権を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第41号

任用期間の定めのある職員の任命権を委任する規則の一部を改正する規則

任用期間の定めのある職員の任命権を委任する規則 (昭和37年島根県規則第15号) の一部を次のように改正する。

本則の表の非常勤職員であって日々雇用される者以外の者 (報酬の支給を受ける者に限る。) の項中「政策企画局にあつては政策企画局長、各部にあつては各部長」を「人事課長」に改め、「出納局にあつては出納局長、労働委員会事務局にあつては労働委員会事務局」を削る。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

